

令和2年度予算の概算要求に当たっての 基本的な方針について(案)

麻生議員提出資料
令和元年7月31日

令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（案）

（予算編成過程において検討）

- 社会保障の充実、教育負担の軽減・子育て層支援等の消費税率引上げに伴う増
- 「臨時・特別の措置」の具体的な内容

新しい日本のための優先課題推進枠

裁量的経費への振替額 $B \times 3$ 倍

裁量的経費に係る削減額 $A \times 3$ 倍

+

+

+

↑ 裁量的経費への振替額 (+ B)

↓ 裁量的経費に係る削減額
(▲10% : ▲A)

↓ 義務的経費に係る削減額 (▲B)

↑ 自然増 0.53兆円

地方交付税
交付金等

年金・医療等

裁量的経費

義務的経費

さらに、聖域を設けることなく施策・制度の抜本的見直し

16.0兆円

32.5兆円

14.8兆円

12.6兆円

前年度
予算額
75.9兆円

※ 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、国勢調査に必要な経費の増等について加減算。

「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」 (令和元年7月〇日閣議了解)の骨子(案)

令和2年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。

1. 要求

- 年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増(5,300億円)を加算した範囲内で要求。ただし、増加額について、「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すこととし、その結果を令和2年度予算に反映させる。
- 地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。
- 義務的経費については、前年度当初予算のうち通常分(「臨時・特別の措置」を除いたものをいう。以下同じ。)の額と同額を要求。義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可。国勢調査に必要な経費の増等については加減算。
- その他の経費については、前年度当初予算のうち通常分の額の100分の90(「要望基礎額」)の範囲内で要求。
- 予算の重点化を進めるため、「基本方針 2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、各省は、前年度当初予算のうち通常分におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算のうち通常分の額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望。

2. 予算編成過程における検討事項

- 要求・要望について、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を基調とした効率化を行う。その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、「新経済・財政再生計画」における歳出改革の取組を継続するとの方針を踏まえ措置する。
- 消費税率引上げに伴う増(これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」等)については、前年度当初予算の例に基づき所要の額を要求するものとし、その対前年度からの増加の取扱いについては、予算編成過程で検討する。
- 消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように万全を期す観点から、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、適切な規模の「臨時・特別の措置」を講ずる。その具体的な内容については、予算編成過程において検討する。

3. 要求期限

- 要求に当たっては8月末日の期限を厳守。